

「なかい戦略みらい会議設置要綱」

【新旧対照表】

改正	現行
<p style="text-align: center;">なかい戦略みらい会議設置要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 戦略会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。</p> <p>(2) 中井町<u>まち・ひと・しごと創生</u>人口ビジョンに関すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)</u> その他、中井町におけるまちづくりに関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 戦略会議は、産業・経済、行政、大学・研究機関、金融機関、労働、メディア等に係る委員をもって構成する。</p> <p>2 委員の任期は2年<u>以内</u>とする。</p> <p>3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任<u>する</u>ことができる。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">なかい戦略みらい会議設置要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 戦略会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の<u>策定</u>に関すること。</p> <p>(2) 中井町人口ビジョンに関すること。</p> <p>(3) 中井町総合計画の策定に関すること。</p> <p>(4) その他、中井町におけるまちづくりに関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 戦略会議は、産業・経済、行政、大学・研究機関、金融機関、労働、メディア等に係る委員をもって構成する。</p> <p>2 委員の任期は2年とする。<u>ただし、戦略会議発足時の委員の任期は、平成29年3月31日までとする。</u></p> <p>3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任<u>される</u>ことができる。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。